

## グローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)試行プログラムに関する スウェーデン特許登録庁への申請手続(仮訳)

出願人は、GPPH参加庁(付録A参照)のうち一つにおける国内出願(先行庁出願)の審査結果を基礎として、以下の申請要件を満たすスウェーデン特許登録庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づく早期審査を申請することができます。

PPH 申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期にGPPH 試行プログラムを終了することがあります。終了する場合には、その旨が事前に公表されます。

### 第一部

#### 国内出願の審査結果を利用したグローバル特許審査ハイウェイ

GPPH試行プログラムを申請する際には、出願人は関連書類とともに、[申請書](#)を提出する必要があります。GPPHに基づいた早期審査をスウェーデン特許登録庁に申請する際の要件はセクション1に、提出を要する関連書類はセクション2に記載されています。

#### 1. 申請要件

(a) PPHを申請するスウェーデン出願および対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙2の図A、B、C、H、I及びJ参照)、又は、

(Case II) 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙2の図D及びE参照)、又は、

(Case III) 先行庁出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙2の図F、G、L、M及びN参照)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、当該スウェーデン出願および対応する先行庁出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること(別紙2の図K参照)。

(b) 当該出願に対応する先行庁出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

各先行庁において具体的にどのような場合に請求項が特許可能と判断されたことになるかは[付録 B](#)を参照してください。

(c) GPPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する先行

庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が先行庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が先行庁出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされません。

例えば、先行庁出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

先行庁特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、先行庁特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、スウェーデン特許登録庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、先行庁出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(d) 当該出願に関しスウェーデン特許登録庁において PPH 申請時に “*Final notice*” (表題が “*Slutföreläggande*” の書類) が発行されていないこと。

## 2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を GPPH の申請書に添付して提出する必要があります。

(a) 対応する先行庁出願に対して先行庁特許庁審査官から出された全てのオフィスアクションの写し、及びその英語またはスウェーデン語の翻訳文<sup>1</sup>

翻訳文の言語としてスウェーデン語又は英語が利用可能です。オフィスアクションの写し及びその翻訳文が、先行庁の [ドシエ・アクセス・システム](#) において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。スウェーデン特許登録庁の審査官が先行庁のドシエ・アクセス・システムを通してオフィスアクションの写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

(b) 対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語またはスウェーデン語の翻訳文<sup>1</sup>

翻訳文の言語としてスウェーデン語又は英語が利用可能です。特許可能と判断されたすべての請求項の写しが先行庁の [ドシエ・アクセス・システム](#) において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。スウェーデン特許登録庁の審査官が先行庁のドシエ・アクセス・システムを通して特許可能と判断されたす

<sup>1</sup>翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクションの概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求められます。

すべての請求項の写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

**(c) 対応する先行庁出願のオフィ�アクションにおいて審査官が提示した引用文献の写し**

引用文献が特許文献であれば、通常スウェーデン特許登録庁が有していますので、提出を省略できます。ただし、スウェーデン特許登録庁が有していない文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。なお、特許文献であっても非特許文献であっても、翻訳文の提出は不要です。

**(d) 請求項対応表**

当該出願のすべての請求項と対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明して下さい。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてスウェーデン特許登録庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

## **GPPH 申請フォーム**

**題目:** GPPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請

**出願日:** \_\_\_\_\_

**出願番号:** \_\_\_\_\_ **発明の名称:** \_\_\_\_\_

**出願人:** \_\_\_\_\_

**先行庁 (OEE):** \_\_\_\_\_

この出願は、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が対応する先行庁出願(出願番号は \_\_\_\_\_)と同一であるって、GPPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する。このため、以下の書類を添付する:

- 対応する先行庁出願のオフィスアクション(OEE における実体審査に相当)及び
- その翻訳
- 先行庁で特許可能と判断された請求項の写し及びその翻訳
- 先行庁の審査官により引用された文献
- 請求項対応表

請求項対応表		
PRVにおける 請求項	OEEで特許可能 と判断された請 求項	対応についてのコメント

先行庁のドシエアクセスシステムにおいて提供されているため、提出を省略する書類:

## 第二部

### PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

PCT-GPPH 試行プログラムを申請する際には、出願人は関連書類とともに、[申請書](#)を提出する必要があります。GPPH に基づいた早期審査をスウェーデン特許登録庁に申請する際の要件はセクション1に、提出を要する関連書類はセクション2に記載されています。

#### 1. 申請要件

スウェーデン特許庁に出願された出願が下記の要件を満たしている必要があります。

1.1 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)、特許性に関する国際予備報告(IPRP)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER、IPRP は[付録 A](#)に記載された機関のうち一つが国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙4図A'を参照してください(ZZは任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいてPCT-GPPHを申請することはできません。

PCT-PPH申請の基礎とする最新国際段階成果物の第VIII欄に何らかの意見が記載されている場合、第VIII欄に記載された意見に対応する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。この場合、出願人が特許性について何ら釈明をしないとき、その出願はPCT-GPPH申請の対象となりません。なお、釈明が妥当であるか否か、第VIII欄に記載された意見に対応する補正がなされたか否かはPCT-PPHの対象となるか否かの判断に影響しません。

1.2 当該出願と「対応する国際出願」は下記(A)～(E)のいずれかの関係を満たす:(出願庁が対応する国際出願のISA/IPEAと同じ場合を含む)

- A.当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙4図A, A', A''参照)
- B.当該出願は、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっている。(別紙4図B参照)
- C.当該出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙4図C参照)
- D.当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙4図D参照)
- E.当該出願は上記(A)～(D)のいずれかの関係を満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙4図E1, E2参照)

1.3 GPCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、スウェーデン特許登録庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

PCT-GPPH の申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際段階成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

1.4 当該出願に関しスウェーデン特許登録庁においてPCT-GPPH 申請時に“*Final notice*”(表題が“*Slutföreläggande*”の書類)が発行されていないこと。

## 2. PCT-GPPH 提出に基づく早期審査申請時の提出書類

次の 2.1-2.4 の書類を申請様式 2.5 に添付して提出する必要があります。以下に記載されているように、これらの書類の提出を省略することができる場合がありますが、この場合であっても、早期審査に関する事情説明書中に提出を省略する書類名を記載する必要がありますのでご注意ください(記入例をご参照下さい)。

### 2.1 最新国際段階成果物の写し

当該出願が上記(A)の要件を満たす場合(別紙4参照)、当該出願の包袋情報として特許性に関する国際段階成果物の写しが入手できるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、“[PATENTSCOPE](#)(登録商標)”<sup>1</sup>で当該最新国際段階成果物の写しが取得可能である場合、スウェーデン特許登録庁から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます(通常、WO/ISA は”IPRP Chapter I”として、また IPER は”IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)。

### 2.2 最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項の写し

<sup>1</sup> <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(または、当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、スウェーデン特許登録庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。特許可能と判断された請求項の翻訳が必要な場合には、PATENTSCOPE は提供しないため、出願人は提出をしなければなりません。

### 2.3 最新国際段階成果物で提示された文献の写し

文献が特許文献であれば、出願庁は通常入手できるので、提出を省略できます。ただし、スウェーデン特許登録庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。

文献の翻訳は不要です。しかし、出願人が、PCT-GPPH に基づく早期審査請求時に、文献が迅速に検討されることを望む場合は、付属書類の一部として翻訳を提出することができます。

### 2.4 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する国際出願成果物の特許可能と判断された請求項との対応を示す請求項対応表を提出してください(別紙1参照)。

### 2.5 申請様式

2.1-2.4 で挙げた書類と一緒にPCT-GPPHに基づく早期審査申請様式を提出してください。なお、上記2.1-2.4 で挙げた書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてスウェーデン特許登録庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

## PCT-GPPH に基づく早期審査に関する手続

関連書類および記入済み申請様式を含め、PRVにPCT-GPPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する書簡を提出してください。

スウェーデン特許登録庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願をPCT-GPPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。スウェーデン特許登録庁が申請を認めた場合、当該出願は早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は申請を修正することができます。不備が修正されない場合には、当該出願は通常の順番で審査待ちとなります。

別紙 1

請求項対応表の例

以下の場合、請求項は十分に対応するとみなされる

例 1

国際段階の請求項	PRV の請求項	コメント
1	1	PRV の請求項は、PCT 出願において特許性有りと判断された請求項に構成要素を負荷したものである。

対応する PCT 出願で特許性有りとされた請求項	国内出願の請求項
<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane.</p> <p><i>*この追加された部分は国際段階において特許性有りとされた請求項には含まれていませんが、明細書に記載されています。</i></p>	<p>A system for presenting a container storing at least one article to a processing tool, comprising:</p> <p>(a) a load port, including:</p> <p>a frame having an opening;</p> <p>a support structure being adapted to receive a container, and</p> <p>a drive mechanism for moving said support structure substantially vertically between a first height and a second height; and</p> <p>(b) a conveyor for movably supporting the container substantially along a container transport plane;</p> <p>wherein a container traveling on said conveyor moves unobstructed over said support structure when said support structure is located in said second height,</p> <p>wherein the container traveling unobstructed does not contact said support structure while traveling over said support structure located at said second height,</p> <p>wherein said support structure, when located at said second height, is located below said transport plane,</p> <p><b><i>wherein said support structure, when located at said first height, is located above said transport plane.</i></b></p>

EX.2

国際段階における請求項	PRV における請求項	Comment
1	1	同一
なし	2	PRV における請求項2は、PCT 出願で特許性有とされた請求項1に従属するものである。

対応する PCT 出願で特許性有りとされた請求項	国内出願の請求項
1. A nitride-based semiconductor device comprising: a first semiconductor layer, consisting of either an n type nitride-based semiconductor layer having awurtzite structure or an n-type nitride-based semiconductor substrate having a wurtzite structure; and an n-side electrode formed on a back surface of said first semiconductor layer, wherein a dislocation density is not more than $1 \times 10^6 \text{ cm}^{-2}$ in the vicinity of the interface between said first semiconductor layer and said nside electrode, and contact resistance between said nside electrode and said first semiconductor layer is not more than $0.05 \ \Omega \text{ cm}^2$	1. (Same)
2. (None)	2. <i>The nitride-based semiconductor device according to claim 1, wherein said first semiconductor layer includes an ntype dopant.*</i>

\*この追加された部分は特許性有りとされた請求項には含まれていません。

## PCT-GPPH 申請

PCT 国際段階成果物を利用したグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)に基づく、Request for Accelerated Examination at the PRV using the PCT international work products under the Global Patent Prosecution Highway Program (GPPH).

If this request concerns a national continuation of an international application where all formal requirements are fulfilled, this request is regarded as an indication from the applicant to permit PRV to immediately launch the search and examination work in the application concerned (cf. Swedish Patent Act, 33, 34 § § and Swedish Patent Decree, 58 § ). No further indication from the applicant is necessary.

スウェーデン出願番号:.....

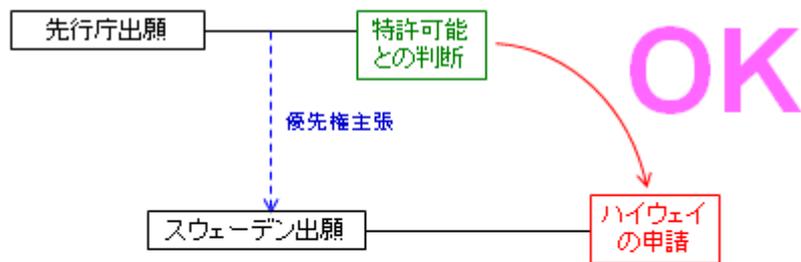
対応する国際出願番号:.....

**GPPH を利用するために、次の書類が添付されることが必要である:**

1. 次のいずれか:
  - 1a) WO-ISA または IPER の写しと英語又はスウェーデン語の翻訳  
*または*
  - 1b) 1.1 の書類を PATENTSCOPE<sup>®</sup> から入手することを請求する
  
2. 次のいずれか:
  - 2a) ISA または IPEA において特許性有りとされた全ての請求項の写し  
*or*
  - 2b) 2.1 の書類を PATENTSCOPE<sup>®</sup> から入手することを請求する
  
3. 上記 2 の書類について英語またはスウェーデン語の翻訳
  
4. WO-ISA または IPER において引用された全文献の写し (特許文献は除く)
  
5. 該当する場合には、第Ⅷ欄に対するコメント.
  
6. 請求項対応表

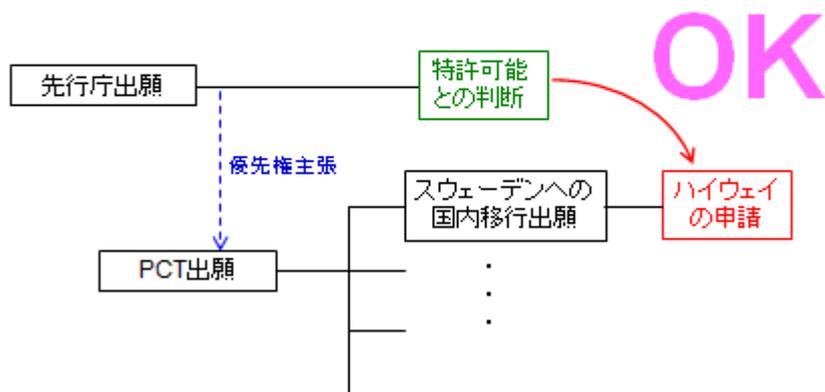
A

## 要件 (a)(I) を満たす事例 - パリルート -



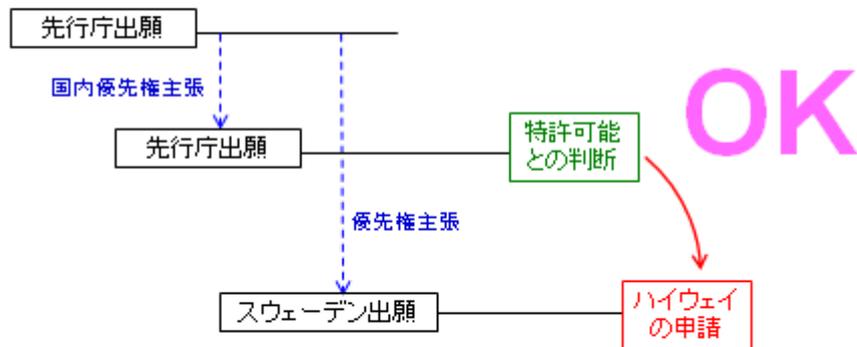
B

## 要件 (a)(I) を満たす事例 - PCTルート -



C

## 要件 (a)(I) を満たす事例 - PCTルート、国内優先権主張 -



D

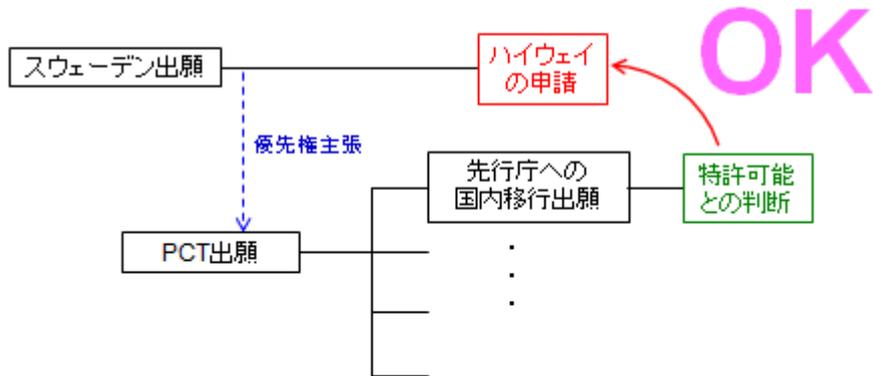
## 要件 (a)(II) を満たす事例 - パリルート -



E

## 要件 (a)(II) を満たす事例

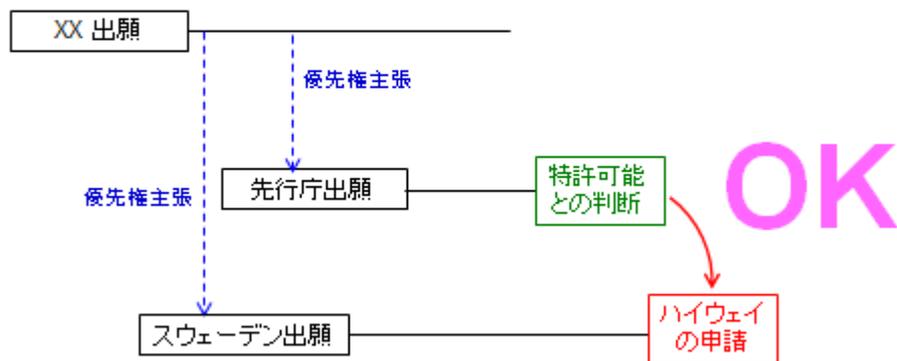
- PCTルート -



F

## 要件 (a)(III) を満たす事例

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

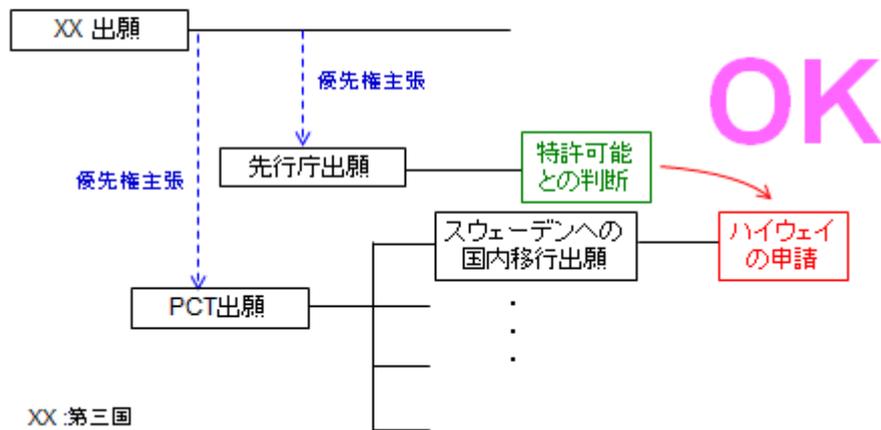


XX: 第三国

G

## 要件 (a)(III) を満たす事例

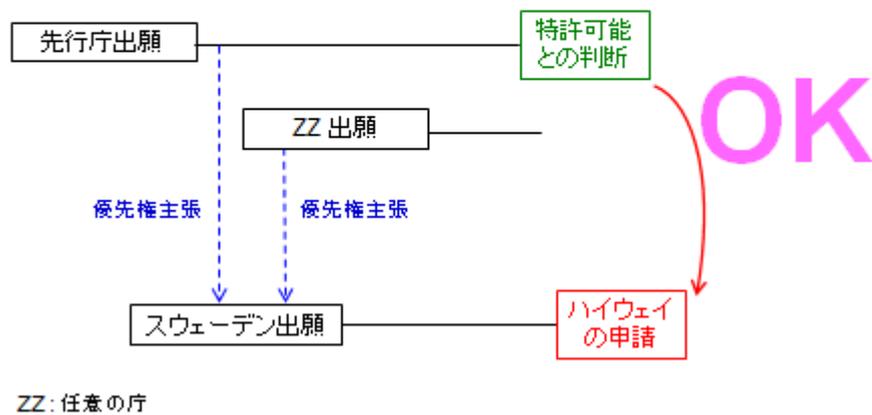
- PCTルート：第三国出願に基づく優先権主張 -



H

## 要件 (a)(I) を満たす事例

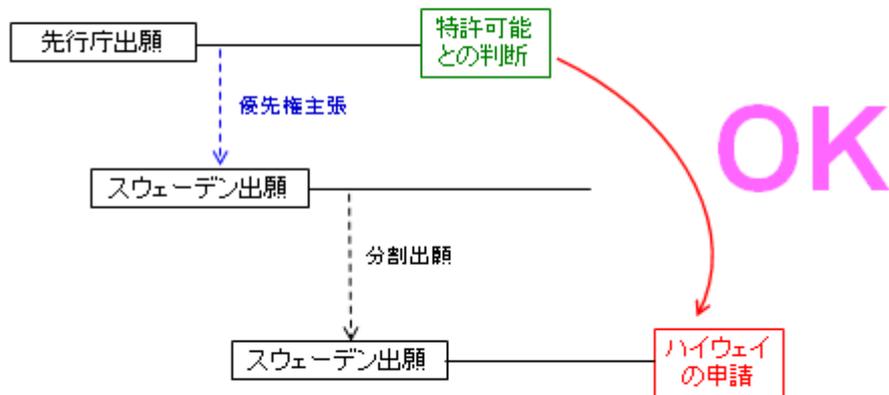
- パリルート：複数の出願に基づく優先権主張 -



I

## 要件 (a)(I) を満たす事例

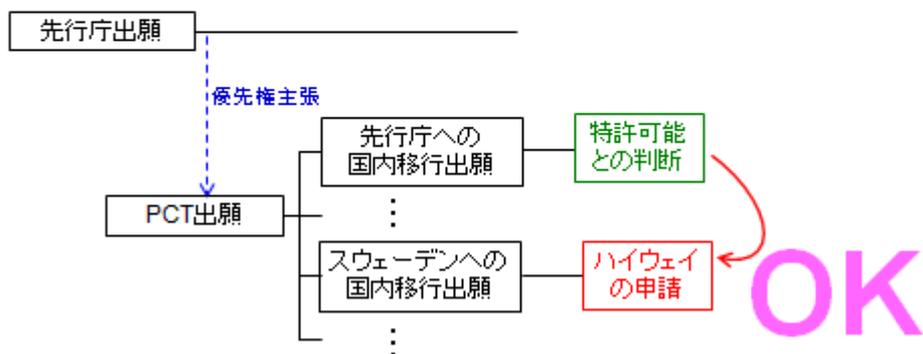
- パリルート：分割出願 -



J

## 要件 (a)(I) を満たす事例

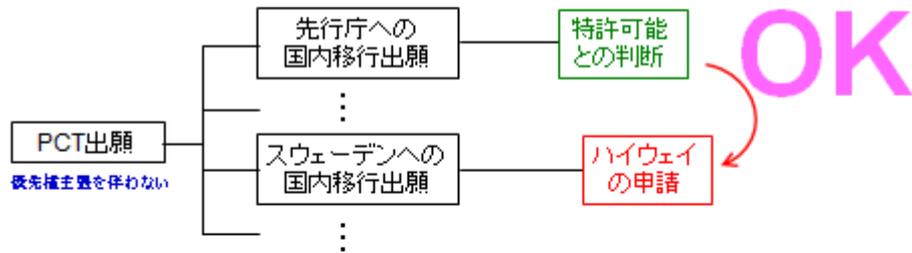
- PCTルート -



K

## 要件 (a)(IV) を満たす事例

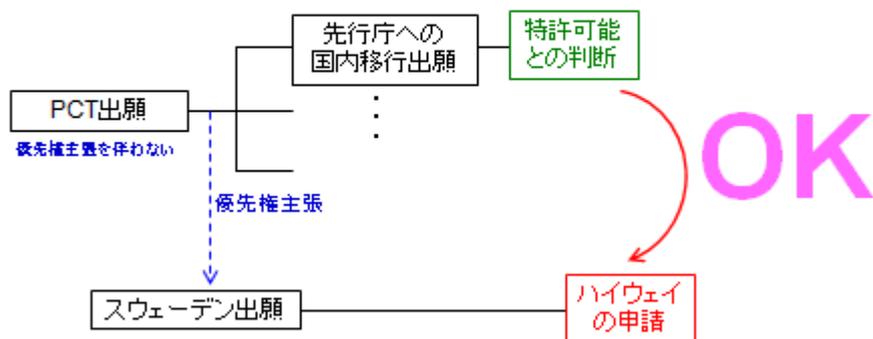
-優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT)-



L

## 要件 (a)(III) を満たす事例

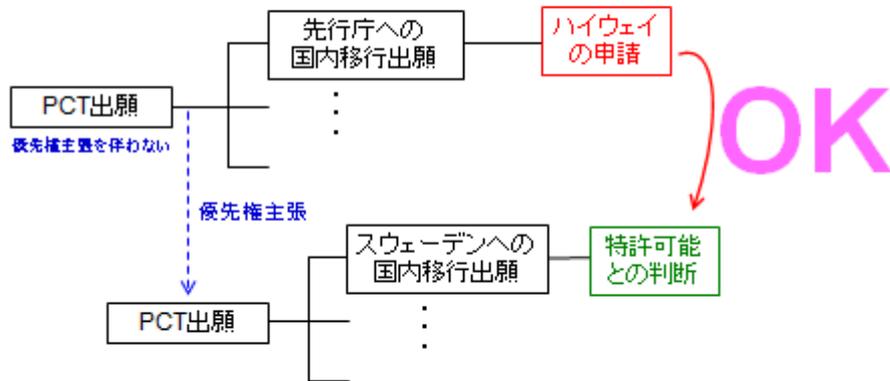
-パリールート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-



M

### 要件 (a)(III) を満たす事例

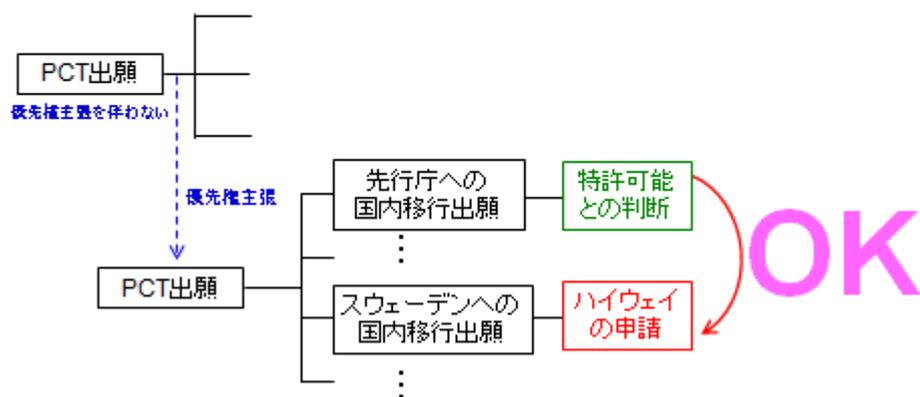
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



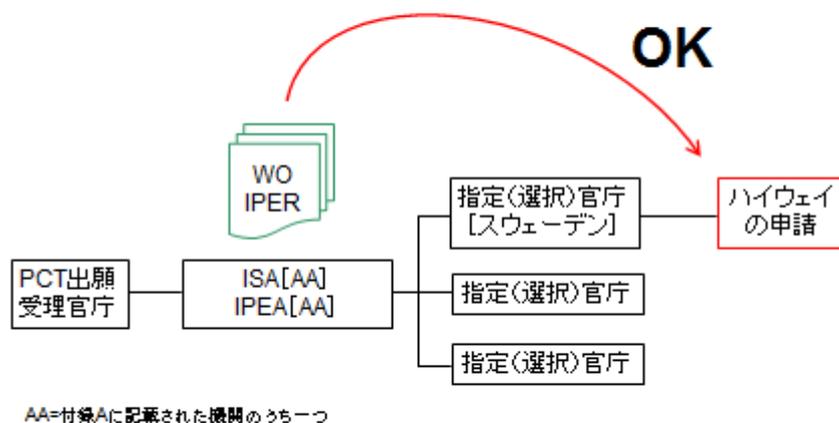
N

### 要件 (a)(III) を満たす事例

- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

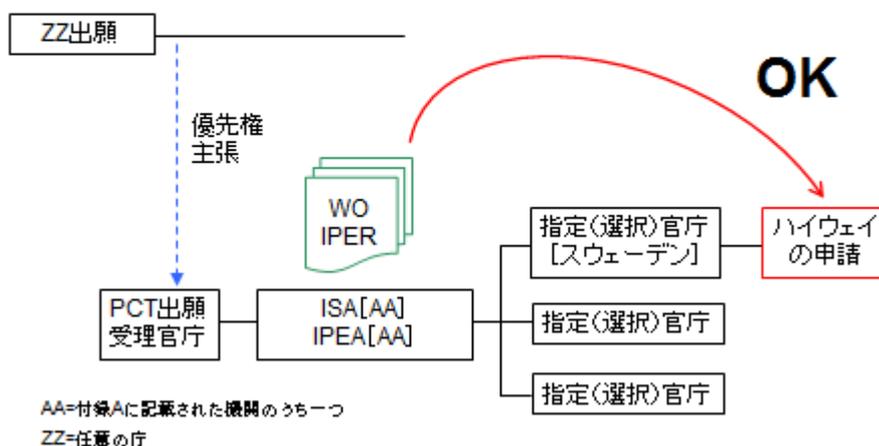


(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

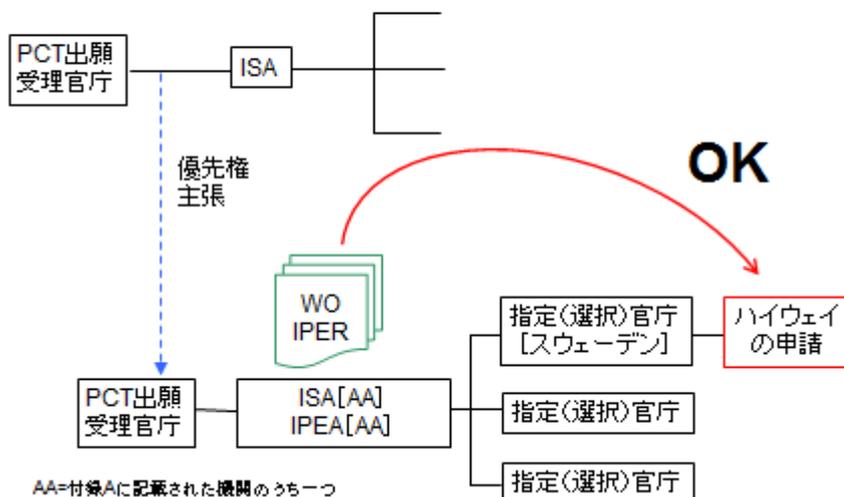


(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

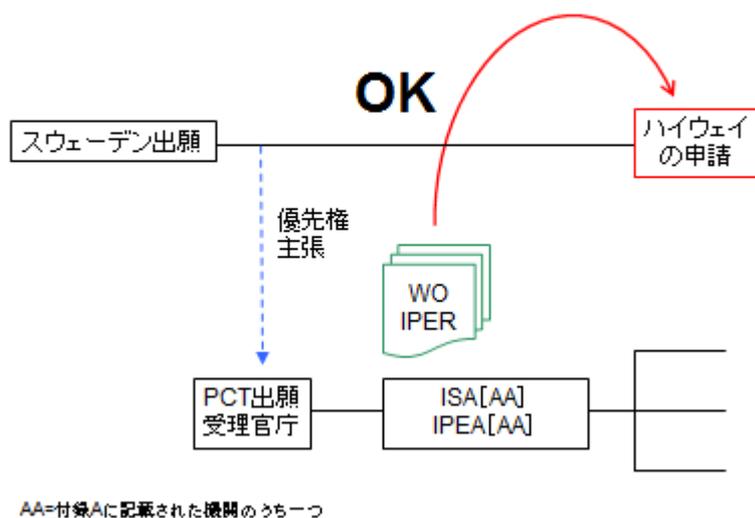
(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



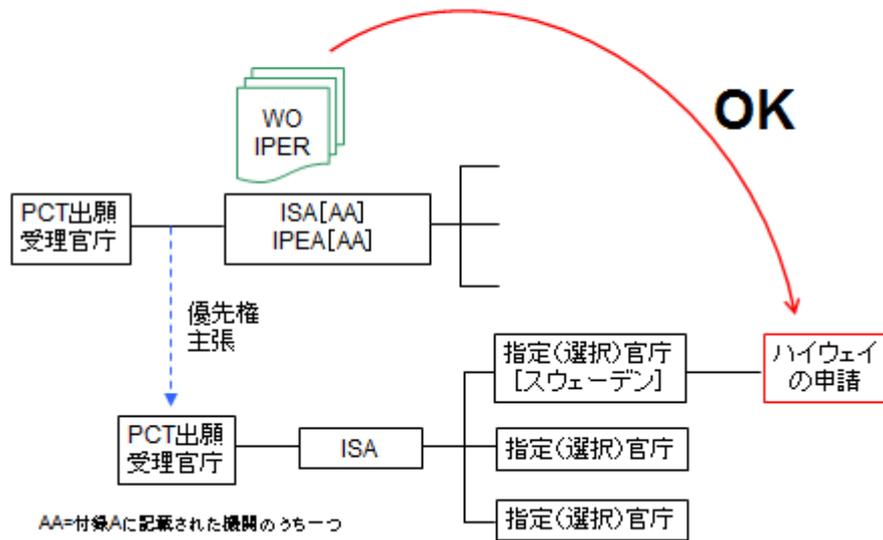
(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。  
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



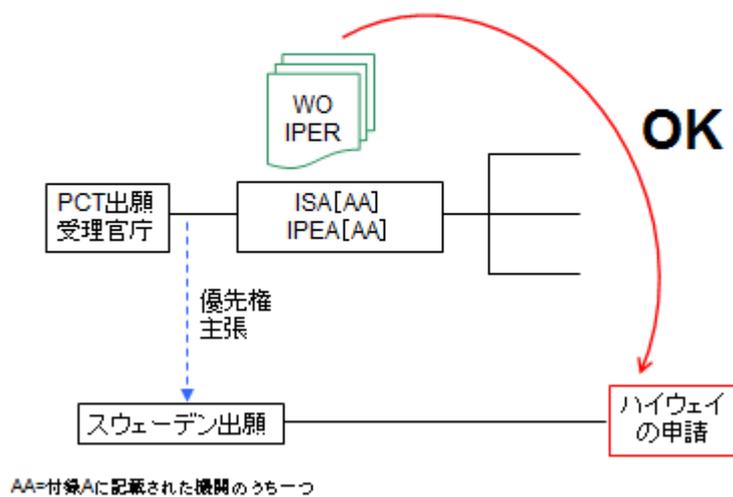
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



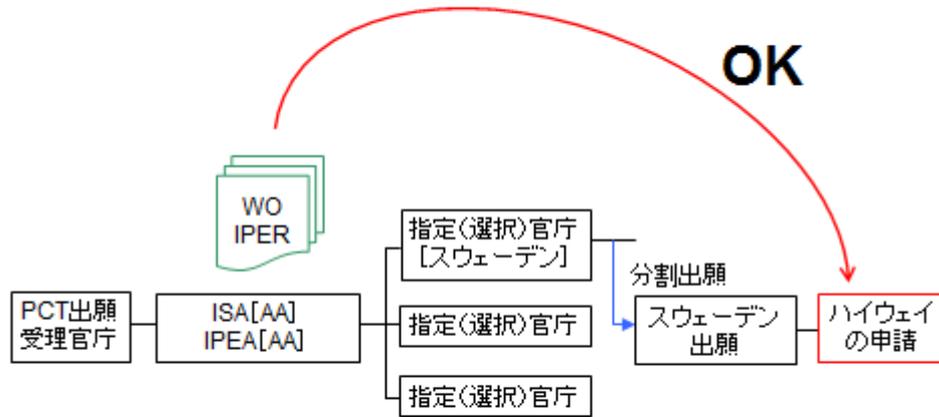
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。

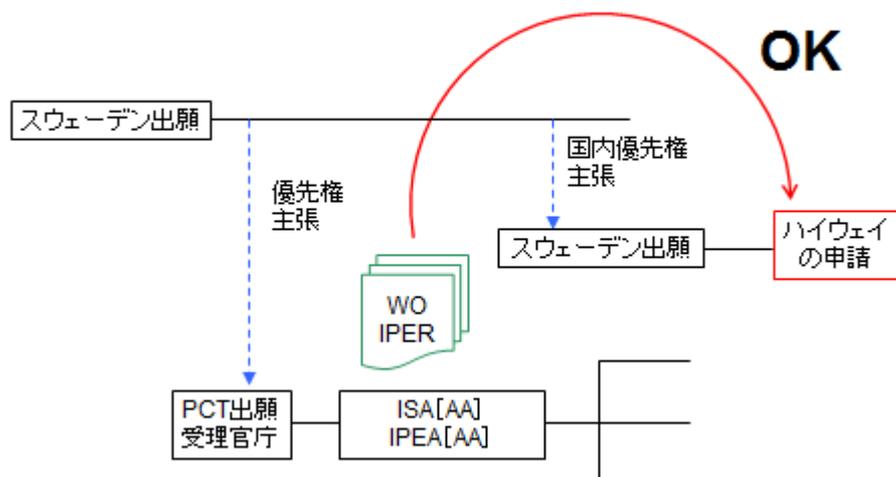


(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



AA=付録Aに記載された機関のうち一つ

(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。



AA=付録Aに記載された機関のうち一つ